

ヘルシークッキング

減塩テクを身につけよう

とき 5月13日(金)午前9時15分～午後0時30分

ところ ウェルス幸手調理実習室
内容 管理栄養士による減塩に関する講話、わが家の味噌汁の塩分測定、減塩テクニクを用いた調理実習

対象 市内在住で20歳以上の人
定員 20人(申込順)

参加費 無料
持ち物 筆記用具、三角きん、エプロン、布きん、米0.5合、ご自宅で作った味噌汁50cc

申込み 4月6日(水)から電話または健康増進課へ
問合せ 健康増進課☎(42)8421・FAX(42)2130

水道管理課からお知らせ

▼上下水道料金の徴収委託

市では、4月1日から平成26年3月31日までの3年間に、株式会社日本ウォーターテックスに委託することになりました。また、上下水道料金のお支払については、口座振替および納入通知書による方法があります。口座振替にてお支払をされる人は、指定金融機関(武蔵野銀行、埼玉りそな銀行、りそな銀行、栃木銀行、埼玉懸信用金庫、川口信用金庫、

埼玉みずほ農協の各本・支店、郵便局)に備えてありますので、上下水道料金口座振替依頼書にご記入、押印後、各金融機関にて手続をしてください。また、納入通知書にてお支払をされる人は、指定金融機関および指定のコンビニエンスストアをご利用ください。

▼水道管理課からお願い

水道が供給されている建物の解体や敷地の整地に伴い、水道メーターが支障となる場合には、事前に水道管理課へご連絡ください。設置されている水道メーターを破損したり紛失した場合は、補償していただくことになりますのでご注意ください。

問合せ 水道管理課☎(48)0050・FAX(48)0120

住宅リフォーム

費用の一部補助

申込資格 つぎの要件にすべて該当する人

- ①市内の住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住していること
- ②申込日現在で、市税および市で行う各種貸付制度において滞納していないこと
- ③市のほかの助成制度による補助対象工事以外であること
- ④対象住宅が過去に、この資金補助を受けていないこと

補助金額 10万円を上限とし、工

事および設計費の5%に相当する額(千円未満切捨て)

補助対象 工事および設計費が20万円以上(消費税別)で、平成23年4月1日以降に着工・着手し、平成24年2月29日まで完了する工事および設計

対象工事 改築工事、増築工事、修繕・模様替え、設備工事、公共下水道への接続工事

※工事を伴わない物置やインテリア機器などの物品の購入は対象外です。また、住宅の耐震診断・耐震補強工事は、別の補助制度で対応します。

※工事・設計が既に完了しているものは対象になりません。

申込み 4月7日(木)から見積書と市税の完納証明書(税務課で発行するもの)を持参し、建築指導課へ

※予算(180万円)の範囲内で先着順となります。

※改築工事または増築工事の場合、完了検査を受けなければなりません。この際、申請者負担で手数料がかかります。詳しくは工事・設計業者に確認ください。

問合せ 建築指導課 内線572

職と住居を失った人への

住宅手当延長

平成23年度末まで延長します。

支給対象者 平成19年10月1日以降に離職し、住居を喪失している人(喪失するおそれのある人を含む)で、勤労意欲のある人

支給要件 ①収入が一定額以下であること ②預貯金が一定額以下であること ③ハローワークに求職登録を行って、常用就職に向けた就職活動を行っていること ④暴力団員でないこと

支給期間 6か月(一定条件のもと、最大9か月)

支給額 賃貸住宅の家賃額(上限額、収入に応じた減額あり)

問合せ 社会福祉課☎(42)8435・FAX(43)5600

福祉タクシー

利用券の交付

平成23年度福祉タクシー利用券の交付申請を受け付けます。

対象 市内に住所を有し在宅で、
①身体障害者手帳1・2・3級(下肢障害) ②療育手帳△・A・Bおよび③精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けた人
なお、重度心身障害自動車燃料費助成を受けている人は併用できません。

※平成22年度タクシー券が残っている場合は持参してください。

問合せ 社会福祉課☎(42)8435・FAX(43)5600

守り伝えよう！
みんなの文化財

幸手音頭と堤の歴史
権現堂



昭和26年(1951)生まれの幸手音頭は、今年で還暦を迎えます。その一番にある「♪ハア〜エ昔しやお江戸を守った土堤も今じゃ桜のネ〜アレサの桜の花の山ソレ」という歌詞は、みなさんにも馴染みですね。「土堤」とは、権現堂堤のことで、「お江戸を守った」とは、かつての大河・権現堂川の洪水から、遠く江戸までも守る堤という意味です。

その昔、権現堂川は関東随一の河川・利根川の一派として豊かに水をたたえ、水運にも利用されました。とはいえ、利根川の水を直接受ける流路ゆえ、大水になると堅固な

合併処理浄化槽で

河川を守りましょう

合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と違い、台所やお風呂、洗濯など、日常生活からでる生活排水も併せて処理し、非常に効果的です。

▼合併処理浄化槽設置費の一部を補助

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費の一部を補助します。

補助対象者 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(10人槽以下)へ転換する人

※建築確認を必要とする新築、増改築は対象になりません。

補助対象地域 公共下水道の計画区域および農業集落排水事業の採択地区を除く市内全域

補助額 5人槽/23万7000円
7人槽/26万7000円 10人槽/33万円

※単独処理浄化槽を処分(撤去、最終処理など)する場合、前記の補助額に6万円を加算した額

申請方法 設置工事の着手前に所定の申請書(環境課で配布)を環境課へ提出してください。

※補助件数には限りがあります。

※条件によっては補助の対象とな

(17)

■人口・世帯(3月1日現在)／人口5万4444(781)人・前月比-47 男2万7334(351)人・前月比-25 女2万7110(430)人・前月比-22
世帯数2万1666(495)世帯 前月比-12 ※()内は外国人登録数。

らない場合があります。

浄化槽の維持管理

機能を十分に発揮するために、適正な維持管理が必要です。

維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあり、決められた時期に決められた回数行うことが必要です。きれいな水環境を守るため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。

問合せ 環境課☎(48)0331・問合せ 環境課☎(48)2226

就学援助の申請

小・中学生の子どもがいる家庭で学用品や給食費などの支払いが困難な家庭に対し、費用の一部を援助する制度があります。

対象 ①生活保護が停止または廃止された家庭 ②市民税が非課税または減免された家庭

③児童扶養手当の支給を受けている家庭 ④特別な事情災害など)やその他の理由で、学用品費・給食費などの支払

いが経済的に困難な家庭

申請期間 4月28日(木)まで

申請方法 申請書(各学校で配布)に必要事項を記入し、押印後(スタンプリ式不可)、学校教育または各学校へ

いる場合は、一枚つつ申請書が必要で、期限後の申請は月割り支給となります。また、一部援

助できないものもありますので、期限内に申請してください。

※申請は毎年度行ってください。また、この認定の審査には市民税の申告内容を参考にしますので、必ず申告してください。

入門手話講習会

期間 6月15日～12月14日毎週水曜日午前10時～正午(全24回)

※8月10日、17日、11月23日を除くところ ウェルス幸手会議室

対象 初めて手話を習う人でボランティア活動に関心があり、

幸手、久喜、蓮田、白岡、杉戸、宮代に在住の人

定員 30人(申込み順)

※参加申込みが10人に満たない場合は、中止とします。

参加費 1500円

申込み 5月31日(火)までに電話または社会福祉協議会へ

問合せ 幸手市社会福祉協議会☎(43)3277・☎(40)1460

不動産無料相談室

とき 5月10日(火)午後1時～4時

ところ 市役所第2庁舎2階第2会議室

内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど

問合せ 辻崎玉県宅建物取引

小児慢性特定疾患医療給付の

継続申請の受け付けを開始

対象 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の人

期間 4月28日(木)から6月15日(水)まで(土曜・日曜、祝日は除く。)

必要書類 申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書など

※お持ちの受給者証に記載の住所を管轄する保健所から申請に必要な書類が郵送されます。

問合せ 幸手保健所☎(42)1101・☎(43)5158

れんげそう作業所

フリーマーケット出店募集

とき 5月29日(日)午前11時～午後2時※雨天時は6月5日(日)。

ところ 倉松公園遊歩道(杉戸第二小学校裏)予定

申込み 4月11日(月)から※受付は月曜・金曜日、午前9時～午後5時。

※公道使用のため、業者の出店はお断りします。

申込み・問合せ れんげそう作業所☎(34)9451・☎(34)9575

堤でさえ決壊することもあり、あふれ出した濁流は、將軍のお膝元の江戸(御府内)まで押し寄せ、幾度も被害を与えたのです。

このため権現堂堤に対する江戸幕府の治水政策上の位置づけは高く、手厚く管理され、「江戸を守る」堤

を守る水防活動に、命がけで尽くす幸手の住民の自負心も高かったのです。

そもそも、権現堂堤は、今から435年前の戦国時代、天正4年(1576)

に築かれたとする記録があります(天正2年とする記録もあります)。以降、治水の安定を得た幸手では、

耕地が開発され、人が住み、村が生まれます。つまり、権現堂堤は、大水の被害から人々の生命と財産

を守り、安全な地域を築いた立役者でした。

時の流れの中で、その役割は変化し、今は「桜の山」となった権現堂堤をたたえた幸手音頭は、歴史を物語るかたりべとなっているのです。

問合せ 生涯学習課 内線644